

議員提出第3号議案

蒲郡市議会会議規則の一部改正について

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則を、次のように制定するものとする。

令和7年3月21日提出

蒲郡市議会議員

伊 藤 享 佑

来 本 健 作

大 場 康 議

藤 田 裕 喜

鈴 木 貴 晶

大須賀 林

尾 崎 広 道

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

提案理由

地方自治法の一部改正を受け、議会に係る手続のオンライン化を可能とするため
所要の改正を行うとともに、現在の社会情勢に照らした規定の整理等を行うもの。

蒲安市議会会議規則の一部を改正する規則

蒲安市議会会議規則（昭和42年蒲安市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条及び第16条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「同意を得て中間報告」を「承認を得て、中間報告」に改める。

第50条及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第68条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第71条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第72条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第75条中「の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第77条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第78条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第81条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第137条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ等」を「、コート、マフラー、傘等」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第8章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の

規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（議事日程の作成及び配布）、第67条（答弁書の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議

長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第166条の3 この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第75条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。